

平成22年度第1回岡山県食の安全・食育推進協議会次第

日 時：平成22年8月30日（月）
14：00～16：00

場 所：岡山県庁 9階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 岡山県食の安全推進施策の実施状況について（資料－1）

(2) 岡山県食育推進施策の実施状況について（資料－2）

(3) おかやま食育推進協賛事業について（資料－3）

(4) その他

4 閉 会

平成22年度第1回食の安全・食育推進協議会出席者名簿

区分	番号	氏名	代理出席者	所属又は職名	出欠
委員	1	江良 美恵子		岡山県小学校長会 倉敷市立沙美小学校・校長	○
	2	荻野 景規		岡山大学医歯学総合研究課公衆衛生学教室・教授	×
	3	長船 宗員		岡山市中央卸売市場運営協議会・会長	○
	4	岸本 妙子		岡山県立大学保健福祉学部・教授	○
	5	国富 泰二		岡山県医師会・理事	○
	6	小林 侑子		岡山県農山漁村生活交流グループ協議会・会長	○
	7	佐々木 裕子		(特非営)津山市消費生活モニター連絡会・理事長	○
	8	杉本 睦子		岡山県栄養改善協議会・会長	○
	9	高橋 幸代		美作華の会・代表	×
	10	多田 幹郎		中国学園大学現代生活学部長・大学院研究科長	○
	11	田中 収一		(株)山陽新聞社・論説委員	○
	12	土屋 信明		岡山流通情報懇話会・会長	×
	13	難波 洋平		岡山県漁業協同組合連合会・専務理事	○
	14	野津 喬		(社)岡山県食品衛生協会・会長	○
	15	平岩 弘		岡山県歯科医師会・理事	○
	16	藤川 大輔		日本労働組合総連合会岡山県連合会・副事務局長	○
	17	藤谷 幸弘		岡山県PTA連合会・会長	×
	18	藤本 サチミ		岡山県消費生活問題協議会・副会長	×
	19	藤本 貴子		岡山県愛育委員連合会・会長	○
	20	三橋 幸夫		岡山県生活協同組合連合会・副会長理事	○
	21	森 恵子		(社)岡山県栄養士会・会長	×
	22	安富 三代		中国四国地域農村女性企業活動者ネットワーク協議会・代表	○
	23	山田 正巳		全国農業協同組合連合会岡山県本部・副本部長	○
	24	吉田 しをり		岡山県地域活動連絡協議会・会長	○
	25	渡部 義男		農林水産省中国四国農政局消費・安全部消費生活課長	○
岡山県・岡山市・倉敷市	1	佐々木 健		保健福祉部長(岡山県政策推進会議構成員)	○
	2	森 晃朗		保健福祉部次長(岡山県食の安全・食育推進会議・総括者)	○
	3	佐藤 一雄	柴田 義朗	総務部総務学事課長(食の安全・食育推進部会構成員)	○
	4	豊田ひとみ	守本 堅	県民生活部県民生活交通課長(食の安全・食育推進部会構成員)	○
	5	房野 文彦		県民生活部くらし安全安心課長(食の安全・食育推進部会構成員)	○
	6	海老塚 聖也		保健福祉部保健福祉課長(食の安全・食育推進部会構成員)	○
	7	則安 俊昭		〃 健康推進課長(食の安全・食育推進部会構成員)	○
	8	原 勝己		〃 生活衛生課長(食の安全・食育推進部会構成員)	○
	9	大森 宏真		〃 医薬安全課長(食の安全推進部会構成員)	○
	10	渡辺 知美		〃 子ども未来課長(食育推進部会構成員)	○
	11	鈴木 克仁	岸本 真治	産業労働部産業企画課長(食の安全・食育推進部会構成員)	○
	12	福田 勝彦	平田 和之	農林水産部農政企画課長(食の安全・食育推進部会構成員)	○
	13	京 博司	赤木 直之	〃 農産課長(食の安全・食育推進部会構成員)	○
	14	斉木 孝	若田 茂	〃 畜産課長(食の安全・食育推進部会構成員)	○
	15	廣井 睦生	高尾 欽也	〃 林政課長(食の安全推進部会構成員)	○
	16	田中 丈裕	藤井 義弘	〃 水産課長(食の安全・食育推進部会構成員)	○
	17	藤井 健平	前田 潔	教育庁保健体育課長(食の安全・食育推進部会構成員)	○
	18	廣田 貢	福原 洋子	〃 生涯学習課長(食育推進部会構成員)	○
	19	横山 徹		岡山市保健福祉局保健管理課生活衛生担当課長(オブザーバー)	○
	20	横田 道弘		倉敷市保健所生活衛生課課長主幹(オブザーバー)	○
	21	高槻 悦子		倉敷市保健所健康づくり課食育推進係長(オブザーバー)	○
事務局	岡山県食の安全・食育推進本部事務局員 11名				
	(生衛6名(小寺副課長、野田班長他)、健推2名(難波班長、塩飽主幹)、総学1名(半田主事)、農企1名(藤原主任)、保体1名(中桐主任))				
計	51名				

岡山県食の安全・食育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 食の安全・安心の確保及び食育について県民一体となった取組を推進するため、情報交換と連携の促進を図り、広く県民各層の意見を施策に反映させる場として、岡山県食の安全・食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(活動事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 食の安全・安心の確保及び食育に関する施策の推進及びその評価
- (2) 食の安全・安心の確保及び食育に関する県民参画の促進
- (3) 食の安全・安心の確保及び食育に関する情報の共有化
- (4) その他前条の目的の達成のために必要な活動

(組織)

第3条 協議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから知事が委嘱する。

- (1) 消費者
- (2) 生産者
- (3) 食品加工・流通業者
- (4) 教育関係者
- (5) ボランティア団体
- (6) 学識経験者
- (7) 行政機関関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第5条 協議会には、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長が招集する。

(関係者の出席要請等)

第7条 座長は、協議会が必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、岡山県保健福祉部において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年6月15日から施行する。
- 2 岡山県食の安全対策協議会設置要綱第1条に規定する岡山県食の安全対策協議会は、この要綱第1条に規定する岡山県食の安全・食育推進協議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この要綱第3条第2項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、この要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年11月21日までとする。

岡山県食の安全・食育推進協議会委員名簿

五十音順

No.	氏 名	所 属 ・ 職 名
1	えら み え こ 江良 美恵子	岡山県小学校長会 倉敷市立沙美小学校・校長
2	おぎの けい き 荻野 景規	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科公衆衛生学分野・教授
3	おさふね むねかづ 長船 宗員	岡山市中央卸売市場運営協議会・会長
4	きしもと たえ こ 岸本 妙子	岡山県立大学保健福祉学部栄養学科・教授
5	くにとみ たいじ 国富 泰二	社団法人岡山県医師会・理事
6	こばやし よしこ 小林 侑子	岡山県農山漁村生活交流グループ協議会・会長
7	ささき き ゆうこ 佐々木 裕子	特定非営利活動法人津山市消費生活モニター連絡会・理事長
8	すぎもと むつこ 杉本 睦子	岡山県栄養改善協議会・会長
9	たかはし ゆきよ 高橋 幸代	美作華の会・代表
10	ただ みきろう 多田 幹郎	中国学園大学現代生活学部長・大学院研究科長
11	たなか しゅういち 田中 収一	株式会社山陽新聞社論説委員会・論説委員
12	つちや のぶあき 土屋 信明	岡山流通情報懇話会・会長
13	なんば ようへい 難波 洋平	岡山県漁業協同組合連合会・専務理事
14	のづ たかし 野津 喬	社団法人岡山県食品衛生協会・会長
15	ひらいわ ひろむ 平岩 弘	社団法人岡山県歯科医師会・理事
16	ふじかわ だいすけ 藤川 大輔	日本労働組合総連合会岡山県連合会・副事務局長
17	ふじたに ゆきひろ 藤谷 幸弘	岡山県PTA連合会・会長
18	ふじもと さちみ 藤本 サチミ	岡山県消費生活問題研究協議会・副会長
19	ふじもと たかこ 藤本 貴子	岡山県愛育委員連合会・会長
20	みつはし ゆきお 三橋 幸夫	岡山県生活協同組合連合会・副会長理事
21	もり けいこ 森 恵子	社団法人岡山県栄養士会・会長
22	やすとみ みつよ 安富 三代	中国四国地域農村女性起業活動者ネットワーク協議会・代表
23	やまだ まさみ 山田 正巳	全国農業協同組合連合会岡山県本部・副本部長
24	よしだ しをり 吉田 しをり	岡山県地域活動連絡協議会・会長
25	わたなべ よしお 渡部 義男	農林水産省中国四国農政局消費・安全部消費生活課長

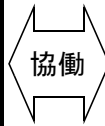
岡山県食の安全・食育推進体制

政策推進会議

目的	県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現に向け、部局横断的な課題等について、方針決定を行い、政策を立案し、推進するほか、各部局に関連する情報を共有する。
構成	知事 副知事 公営企業管理者、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、保健福祉部長、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、危機管理監、県民局長、教育庁、警察本部長

食の安全・食育推進協議会

役割	食の安全・食育推進に関する県民運動、実践活動等の推進
構成	消費者関係団体 生産者関係団体 加工（製造）関係団体 流通関係団体 教育関係者 ボランティア団体 学識経験者 行政機関



食の安全・食育推進会議

食の安全推進部会	
所掌	(1) 県内で生産、加工（製造）及び流通する食品の総合的な安全、安心確保に関する施策の企画、立案及び調整 (2) 前項に掲げる施策の進行管理 (3) 政策推進会議に付議する事項の協議 (4) その他食の安全の推進に必要な事項に関すること
組織	・保健福祉部次長 ----- ・関係課長
食育推進部会	
所掌	(1) 食育基本法に基づく食育推進に関する施策の企画、立案及び調整 (2) 前項に掲げる施策の進行管理 (3) 政策推進会議に付議する事項の協議 (4) その他食育の推進に必要な事項に関すること
組織	・保健福祉部次長 ----- ・関係課長



関係出先機関